

平成 22 年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

大分県立看護科学大学

平成 23 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	8
基準3 教員及び教育支援者	11
基準4 学生の受入	14
基準5 教育内容及び方法	18
基準6 教育の成果	26
基準7 学生支援等	29
基準8 施設・設備	33
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	36
基準10 財務	39
基準11 管理運営	41
<参 考>	45
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	47
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	48
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	50

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立つこと。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

22年7月	書面調査の実施
8月～9月	評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～23年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注2）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成23年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

赤岩英夫	元 群馬大学長
鮎川恭三	元 愛媛大学長
荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
飯野正子	津田塾大学長
稲垣卓	前 大阪教育大学長
尾池和夫	国際高等研究所理事・所長
大塚雄作	京都大学教授
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
梶谷誠	電気通信大学長
金川克子	神戸市看護大学長
北原保雄	元 筑波大学長
郷通子	情報システム研究機構理事
河野通方	大学評価・学位授与機構評価研究部長
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
小林俊一	秋田県立大学長
小間篤	科学技術振興機構研究主監
齋藤八重子	元 東京都立九段高等学校長
○佐藤東洋士	桜美林大学長
鈴木昭憲	前 秋田県立大学長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴木典比古	国際基督教大学長
永井多恵子	せたがや文化財団副理事長
野上智行	国立大学協会専務理事
ハス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
鮎 川 恭 三	元 愛媛大学長
◎荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
北 原 保 雄	元 筑波大学長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
鈴 木 昭 憲	前 秋田県立大学長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第2部会)

荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
○金 川 克 子	神戸市看護大学長
木 部 暢 子	人間文化研究機構国立国語研究所教授
◎児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
○小 林 俊 一	秋田県立大学長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
土 屋 俊	千葉大学教授
飛 松 好 子	国立障害者リハビリテーションセンター病院第一診療部長
中 野 常 男	神戸大学教授
野 口 美和子	沖縄県立看護大学長
別 所 遊 子	神奈川県立保健福祉大学教授
○前 原 澄 子	京都橘大学看護学部長
○森 正 夫	公立大学協会相談役

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
北 村 信 彦	公認会計士、税理士
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成22年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

大分県立看護科学大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 人間科学講座を設け、看護学関連3講座との有機的連携の下に看護学教育を実践している。
- 教員の業績評価を適切に行い、評価結果を処遇に反映している。
- 『看護技術習得確認シート』により、卒業までに必要な看護技術の全体像を把握させ、学生が自覚的、段階的に看護技術を習得できるようにしている。
- 大学院生実務経験推奨制度を導入し、医療機関等で看護職として実務経験を積むことにより、より専門性の高い人材の養成を目指している。
- 看護師国家試験の合格率が高い。
- 大分県立病院に隣接して設置されている看護研究交流センターには、カンファレンスルーム10室、講義室、図書室等が整備され、実習中の学生の自学自習の場として有効に活用されている。
- 各科目群（研究室）では、教員間の意見交換が日常的に行われており、FD活動が実質的に機能している。
- アニュアルミーティングを開催して、教育研究活動の活性化に努めている。
- 学長のリーダーシップの下で、数多くの先駆的な取組が進められている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 学士課程の3年次編入及び博士後期課程においては、入学定員充足率が低い。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 大学院において、看護学をベースにした健康科学専攻の設置はユニークであるが、その成果については今後の向上を期待したい。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

平成10年4月の開学に当たり、「看護学の考究」、「心豊かな人材の育成」、「地域社会への貢献」の3つからなる「建学の精神」を定めている。この「建学の精神」は、当該大学のすべての基本として学生便覧及びウェブサイトにも明示されている。大学の目的は、学則第1条に、「大分県立看護科学大学は、看護に関する高等専門教育、学術研究及び国際交流を通じて、生命の尊厳と倫理観を基盤とし、科学的視野に富み、及び社会の要請にこたえることのできる心豊かな人材を育成し、もって地域社会における保健医療及び福祉の向上並びに我が国の看護学の進展に貢献することを目的とする。」と定められている。また学生便覧には、当該大学の人材育成方針を教育理念として示し、そのために養うべき能力を教育目標として提示している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的は、大学院学則第1条に「大分県立看護科学大学大学院は、看護学の理論及び応用の教授研究を通して、より高い専門性を有し、看護の実践、教育及び研究において指導的役割を果たすことのできる人材を育成し、もって地域社会における健康と福祉の向上及び看護学の進展に寄与することを目的とする。」と定められており、具体的には、「建学の精神」に基づいて、より高い専門性を有し指導的役割を果たすことのできる人材の育成を目指している。現在、大学院には看護学専攻と健康科学専攻の2つの専攻があり、看護学専攻博士前期課程はさらに複数のコースに分かれている。これらは、大学院の目的に沿って大学院が育てようとする人材を、教育課程として具現化したものである。大学院課程のシラバスには、それぞれの専攻・課程について設置の趣旨を明示している。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

目的が記載された学生便覧は毎年学生と教職員全員に配付され、大学院課程のシラバスは大学院生に配

付されるほか、教職員専用の学内ウェブサイトにも掲載されている。新入生（大学院生を含む）に対しては、入学オリエンテーション時に、これら資料の解説を通して周知を図っている。新たに採用・任用された教職員についても、新任教職員研修で当該大学の理念を理解させるようにしている。さらに、教職員に対しても、定期的に行われる教職員全体会議の学長訓示・講話の中で、大学の目的等を繰り返し伝えている。

平成21年12月に実施した学生生活実態調査で学生の認知度をみると、「建学の精神」を「知っている」又は「聞いたことはある」と答えた者の割合は、1～2年次生が90%以上、3～4年次生が80%以上であった。

学外への公表は、ウェブサイト積極的に活用し、学則並びに大学院学則は、ウェブサイトで公表されている。学部の「教育の理念と特色」のページでは教育の理念について、博士前期課程及び博士後期課程の説明のページでは各専攻・課程の設置の趣旨及び育成する人材について説明している。また、ウェブサイトから閲覧可能な大学紹介ビデオでも、当該大学の教育方針・特色を紹介している。

ウェブサイト以外の媒体では、大学案内（日本語）と『University Bulletin』（英語）に「建学の精神」や教育目標を掲載し、高等学校、病院、見学者や来客に配付している。また、進学説明会や大学行事等においても、当該大学の目的や特色を説明し、なかでも、平成20年度から、大学院の入学希望者に対しては、担当教員との事前相談を義務付けており、当該大学の目的や設置の趣旨を説明し本人の希望を聴取した上で、最適な専攻・コースに出願、受験させる方式をとっている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

看護学部には、看護学科1学科が置かれており、教育理念、教育目標に則した、看護と看護学の発展に寄与できる教育の推進を図るために4つの大講座（人間科学講座、看護基礎科学講座、専門看護学講座、広域看護学講座）を設け、さらに16の科目群（研究室）を設けている。看護の基礎教育においては、「ヒト、人、人間」（人間の身体、こころ、環境や社会との関係）に対する理解を深め、看護サービスを受ける人のニーズに沿った看護を提供できるための専門知識・技術を習得させるとともに、豊かな人間性と幅広い視野を育成し、総合的な判断力を備えた自律した看護師を育成することを目指している。そのため、看護学関連の3つの大講座のほか、看護学を発展させていくための基盤となる学問を担う人間科学講座を設け、相互の有機的な連携を図りながら、教育研究を実施する体制をとっている。教育課程においては、4つの大講座、16科目群の有機的な連携を日常的に具現化できるようにしている。

これらのことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

開学以来、教養教育及び看護の基礎教育を「人間と身体」、「人間とこころ」、「人間と生活」、「人間と言語」の4分野に区分し、学生が看護の対象である「ヒト、人、人間」を生物学的側面から社会的な側面まで幅広く理解し、看護職者としての感性を豊かにすることを目指して、それぞれの分野に科目を設定して基礎教育を行っている。

平成19年度の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴い、基礎教育体制の全面的な見直しを行い、基本的には教育姿勢はそれまでと変わらないが、現代社会が求めている看護に合わせて基礎教育を「こころの理解」、「社会生活の理解」、「環境と情報の理解」、「からだの理解」の4つの分野に再構築し、それぞれの分野の基礎科目をリニューアルして平成21年度入学生より新カリキュラムでスタートしている。

看護職に必要な感性を養うために、これまで教養教育の充実を図っている。例えば、選択科目では大分大学との単位互換による遠隔講義やe-learningによる受講方式を取り入れている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

看護学研究科は、看護学専攻（博士前期課程、博士後期課程）及び健康科学専攻（博士前期課程、博士

後期課程)により構成されている。

研究科は、より高度で専門化した看護学を保健・医療・福祉の視野から捉え、看護学の教育者・研究者、及び高度な知識と広い見識をもって社会に貢献できる看護の専門職を育てることを目指している。この目的に沿って、修士(看護学)及び博士(看護学)を育成するために看護学専攻を設置し、研究者養成コースと実践者養成コースを設置し、それぞれに適した教育課程を作成している。平成21年度より看護学の発展に向けて、必要な関連領域の人材を育成するべく、健康科学専攻を設置し、修士(健康科学)及び博士(健康科学)を育成している。健康学や保健学をベースに健康科学専攻を設置することは他の大学院でもよく見かけるが、看護学をベースに健康科学の領域を専攻として置くことは、当該大学の特色である。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

平成16年度に大分県の看護、看護学の拠点として機能すべく看護研究交流センターを設置し、その活動は、教育・研究、国際交流・地域貢献、産官学共同の領域にわたっている。当センターは当該大学の主要な実習施設である大分県立病院に隣接し、講義室・図書室、学内ネットワークへ接続されたLAN等を備え、教育施設として活用されており、卒業生を対象とした継続教育プログラムの実施、看護専門職を対象とした講座を実施している。さらに平成20年度からは訪問看護認定看護師教育課程を開講している。

また、開学時より附属図書館を設置し、教育・研究に必要な図書を系統的に整備している。図書館にはスタディールームを整備しており、学生は自主学習や自由討論、パソコンの自由な活用ができる環境にある。学生の学外実習期間中や国家試験対策として、図書の貸出の延長や土日祝日の開館を行うなど、学生が図書館を有効活用できるようにしている。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

当該大学は平成18年度に県立大学から公立大学法人へと移行した。この法人化に伴って大学の最高意思決定機関がこれまでの教授会と研究科委員会から理事会へと移行し、理事会の下に経営審議会と教育研究審議会を設置している。

一方、これまでの教授会(教授、准教授、専任講師から構成)と研究科委員会(大学院指導教員から構成)は学部生・大学院生の入学、卒業又は課程の修了、単位認定や学生表彰等に関する事項を審議している。

教育研究審議会、各委員会の議事録は会議終了後、学内ウェブサイトで全教職員に公開し、情報の公開性、透明性を図っている。

上記委員会のほかに、看護に関する講義、演習、実習の科目群の調整を図り、学生の教育効果を高めるために、毎月定例の実習代表者会議と、看護系助手を含む看護系教員による看護系全体会議を年数回開催

している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育課程や教育方法等を検討する委員会として、教育研究委員会を設置している。当委員会は、学長、学部長、各基礎系と看護系講座を代表とする教員によって構成し、毎月定例の委員会を開催して、カリキュラム改善に関する事項、実習に関する事項、国家試験対策に関する事項、進級試験に関する事項、卒業研究に関する事項、他大学との単位互換等の教育・研究連携に関する事項、教育・実習経費の運用に関する事項等を審議している。大学院についても研究科教育研究委員会を設置し、カリキュラム改善や研究指導体制等について審議している。

議事録は、他の委員会と同様に学内ウェブサイトにて公開し、検討結果は定例の教育研究審議会に報告、審議している。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 人間科学講座を設け、看護学関連3講座との有機的連携の下に看護学教育を実践している。

【更なる向上が期待される点】

- 大学院において、看護学をベースにした健康科学専攻の設置はユニークであるが、その成果については今後の向上を期待したい。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

学則第1条の目的を達成するため、学則第5条に講座を置くことを定めている。教員組織は4大講座16科目群となっており、これに基づき、各講座に教授、准教授、講師、助教及び助手を配置している。教授の中から、学部長、研究科長を学長が任命し、学部、研究科を統括している。さらに、学長、学部長、研究科長及び各科目群の責任者等からなる教育研究審議会が構成され、教育研究に関する事項を審議・決定している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、専任42人（うち教授14人、准教授11人、講師9人、助教8人）、非常勤24人であり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。また、教育上主要と認める授業科目は、必修科目であり、当該科目の単位認定者は教授又は准教授である。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔博士前期課程〕

- 看護学研究科：研究指導教員34人（うち教授14人）、研究指導補助教員8人

〔博士後期課程〕

- 看護学研究科：研究指導教員25人（うち教授14人）、研究指導補助教員9人

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員の性別構成では男女比は3対7であり、年齢構成（平均年齢）では教授は54.4歳、准教授は47.0歳、講師は45.1歳、助教は36.0歳、助手は33.7歳となっている。外国人教員（2人）を専任教員（国際看護学、言語学）として採用している。

教員の採用に関しては、公募制を導入し、公募方法は資格、経験年数等の条件を明示し、大学ウェブサイトや研究者人材データベース（JREC-IN）を活用している。

さらに平成18年度より、教員の教育、研究、社会貢献及び大学運営に関する活動を評価し、教員組織を活性化する目的で教員評価制度を導入し、評価の目的や評価方法等を「教員評価の実施に関する基本的な方針」に明示している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇任は、教員選考規程に従って実施している。教育研究審議会で選出された教員からなる教員選考委員会（学長及び5人の教員）が公募条件を決め、応募した候補者の中から書類及び面接（必要に応じて模擬授業）により選考し、教育研究審議会で審議し決定している。

採用は、学士課程では教育実績及び教育能力について、大学院課程では教育及び研究実績あるいは指導能力の評価を基にしている。上位の教員のポストが空席になった場合も原則として公募して採用する。ただし、研究室の教員配置上、昇任が必要となる場合は、「教員評価の実施に関する基本的な方針」に従って行われる。この場合、研究室主任の意見を参考に昇任候補者を学長が推挙する。学長は教員評価委員会での教員評価結果より、昇任の採否を決定する。昇任は教育研究審議会に報告し最終的に決定している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員評価は、教育、研究、社会貢献及び大学運営に関して、「教員評価の実施に関する基本的な方針」に従って行われ、自己評価と他者評価からなっている。

教員評価委員会（4人で構成）は各教員による自己評価と他者評価を基に総合評価を行い、評価結果及び改善コメントを学長名で各教員に書面及び口頭で指示している。評価結果は昇任、競争的経費の配分等に反映している。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

学士課程及び大学院課程における教員の教育内容と研究活動、各研究室の教育内容と教員の主な研究テーマ等がウェブサイトに公表されている。公表内容及びシラバスをみると、研究活動が教育内容と関連していることがわかる。

このことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

当該大学は、学部生 338 人、大学院生 44 人及び教員 58 人（助手 16 人を含む）に対して専任の事務職員 10 人（主に教育支援を行う職員 3 人）を配置している。事務局には非常勤職員 8 人（主に教育支援を行う職員 2 人）を常時配置している。大学運営上 13 の委員会、12 のワーキンググループ（WG）及び各種行事で作業を担当するサポートグループ（SG）を設けており、これらの委員会、WG、SGには全教職員が配置され、特に、学生生活支援、教育支援では教員のほか、多くの事務職員が役割を担っている。

さらに、教育補助者として、看護教育に必須である演習において必要となる模擬患者役に、地域住民の協力を得ている。また、大学院生をTAとして活用している。

これらのことから、必要な事務職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員の業績評価を適切に行い、評価結果を処遇に反映している。
- 地域住民を模擬患者役に依頼するなど、地域連携を看護教育に活用している。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

当該大学では、入学志望者が、進学することの意義、教育理念・教育目標や教育活動の実態を熟知した上で大学を選択することが重要であると考え、平成18年度に学士課程におけるアドミッション・ポリシーとして、「生命の尊厳に対する感性と想像力をもった人材」、「生物学的なヒトから社会で生活する人間までを科学的に理解できる人材」、「いかなる人とも対等なコミュニケーションができ、人を大切にできる人材」の3つを掲げ、大学案内やウェブサイト等に掲載し公表することにより、周知徹底を図っている。

また、平成20年度から高等学校進路指導担当教員を対象に進学説明会を開催することにより、情報の一方的な伝達のみならず、高等学校教員との質疑応答により高等学校の実情・要望を知る高大連携の機会としている。

より詳細な情報提供のために、ウェブサイトに「大学Q&A」を掲載し、アドミッション・ポリシーに加えて、入学試験の出題の狙いとして「論理的思考力と、高等学校卒業生に期待される一般教養を評価」することや、「基礎的な学力をしっかりとつけておくことと、日頃から時事問題に関心を持ち新聞などをよく読むこと、自分の意見や考えを持ち、それを文章にまとめる訓練をしておくことが大切」であることについても周知を図っている。

大学院においては志願者のニーズは多様であり、「保健・医療・福祉を発展させていこうという意欲をもった人材」、「保健・医療・福祉に関する知識と思考力をもった人材」、「論理的な表現力をもってコミュニケーションを行うことのできる人材」の3つの「求める入学者」像を公表し、出願に先立って担当予定教員と事前相談をしてから出願すべきことを募集要項に明記している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学士課程の一般選抜試験では、前期・後期試験とも大学入試センター試験に加えて個別試験を実施し、「一般教養及び論理的思考力を総合的に評価」する総合問題を課し、さらに面接試験も実施している。すなわち、大学入試センター試験を利用した学力試験、及び個別試験の総合問題は「生物学的なヒトから社会で生活する人間までを科学的に理解できる」かどうかを評価している。平成17年度から導入した面接試験では調査書の情報と面接内容を合わせて、「生命の尊厳に対する感性と想像力」を持つかどうか、及び「い

かなる人とも対等なコミュニケーションができ、人を大切にできる」かどうかを評価している。

学士課程の特別選抜（推薦）では、高等学校の調査書・推薦書等の書類に加えて、当該大学独自の「一般教養及び論理的思考力と語学力（英語）を評価」する総合問題を課すとともに、面接試験を実施している。ただし、平成18年度入学試験より「評定平均値4.0以上」とした出願資格を廃止し、大学が実施する個別試験（総合問題）で、上記の力を評価する方法を採用している。この際、受験生に大学入試センター試験を課していないため、総合問題に語学力（英語）の評価を加えている。面接試験は、アドミッション・ポリシーにある「生命の尊厳に対する感性と想像力」を持つかどうか、及び「いかなる人とも対等なコミュニケーションができ、人を大切にできる」かどうかを評価する目的で実施しており、その評価基準・評価方法は非公開であるが、内部文書化して面接担当者が共有できるようにしている。

博士前期課程については、「保健・医療・福祉に関する知識と思考力」と「論理的な表現力をもってコミュニケーションを行う」能力を評価できる総合問題、及び「保健・医療・福祉を発展させていこうという意欲」を評価するための面接試験を課し、学力試験・面接試験の結果が一定の基準に達した者の中から、学力試験・面接試験の結果及び成績証明書等を総合して選抜している。

博士後期課程の選抜方法は、保健・医療・福祉に関連した問題を英語で出題する学力試験（英語辞書1冊の持ち込み可）及び面接試験であるが、博士前期課程から博士後期課程への内部進学者に対しては、学外からの受験者とは異なり「特別研究の発表、面接及び出願書類を総合的に評価」する選抜方式を採用している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

社会人・編入学生に関しても、受験生がアドミッション・ポリシー、教育の理念・目標、教育活動の実態等を十分に理解した上で入学・編入を志願するために、必要な情報は一般の受験生と同様の方法で提供し、周知に努めている。

特別選抜（社会人）では大学入試センター試験を課していないため、受験生の語学力（英語）を評価する問題の出題を学生募集要項に明記し、試験の際に英語辞書1冊を持ち込み可としている。面接試験は、アドミッション・ポリシーにある「生命の尊厳に対する感性と想像力」を持つかどうか、及び「いかなる人とも対等なコミュニケーションができ、人を大切にできる」かどうかを評価している。

編入学（一般）に関しては、看護系短期大学又は看護系大学を卒業した者又は卒業見込みの者、又は看護系専修学校の専門課程を修了（見込み）の者に出願資格を与え、選抜試験では、筆記試験（英語及び総合問題）と面接試験を課している。総合問題では、看護の基盤教育に必要な学力や看護の基礎教育に関する知識を問う問題、及び総合的な判断能力を問う問題を出題している。なお、編入学生の選抜に際しては、学力試験・面接試験の結果が一定の基準に達した者の中から、学力試験・面接試験の結果及び成績証明書を総合して判定を行うことを募集要項に明記し、これを実施している。

学士課程の留学生に関しては、出願資格を設定し、一般選抜（前期日程）と同一の日程・内容の総合問題を出題することとしている。

大学院入試については、留学生や社会人の区分はなく、また留学生向けには平成20年度入学試験から募集要項の英語版を作成している。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

教職員からなる入試委員会を設置し、入学試験日程の検討、問題作成の基本方針の検討、問題の作成と印刷等、入学試験に係る全事項を分掌している。

入学試験に関する事項では情報管理が極めて重要であるため、他委員会では公開している情報（委員会構成員氏名、会議日程、議題等）をすべて非公開としている。議事録は議事次第及び決定事項の記録にとどめ、大学の記録としては管理されているが、入学試験に関わる情報の性格上、非公開としている。

採点に際しては受験者氏名をランダムにコード化し、合否判定が終わるまで受験生を匿名化し、合格発表は受験番号のみで行っている。また、発表と同時に、合格者の最低点・最高点・平均点を公開するとともに、各受験者からの学力試験の得点・順位の開示請求に応じている。なお、面接試験については、得点化して学力試験と単純合計する方式を採用していないことから、募集要項には配点を記さず「面接は、段階評価を行い、その評価が一定基準に達しない場合は不合格」と明記し、該当者から採点結果の開示請求があった場合には面接評価の観点について説明することとしている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入試委員会が学生受入について検証を行っており、具体的には、学士課程では、「学業不振を理由とした退学者はいない」、「進路変更による退学者の割合が低い（対入学者比率2.7%）」、「国家試験合格率が高い」、「就職率が高い水準で推移している」等の理由から、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入がおおむね達成されているといえる。

学士課程における入学時の成績と入学後の成績に関する分析結果は非公開であるが、入試区分別の入学後の成績の比較、特別選抜（推薦）と特別選抜（社会人）の合格者の成績比較（同一の入学試験問題を用いた年度における）、留年・退学者の入学時成績の検討等を行い、受入の方法に問題がないことを確認している。一般選抜（前期日程）の大学入試センター試験については、高等学校における科目履修状況や入学後の学習状況等の情報に基づき配点や選択科目の変更を行っている。一般選抜（後期日程）及び特別選抜（社会人）については、学力試験の実施方法に変更はない。なお、客観的な評価基準の設定が難しい面接試験についても、評価の観点や評価尺度について明文化した内部文書（非公開）を整備し、公平かつアドミッション・ポリシーに沿った評価になるよう努めている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 18～22 年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

〔学士課程〕

- ・ 看護学部：1.02 倍
- ・ 看護学部（3年次編入）：0.52 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 看護学研究科：1.05 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 看護学研究科：0.60 倍

看護学部（3年次編入）、看護学研究科（博士後期課程）については入学定員充足率が低い。

編入学生の選抜では、志願者は定員の1.6～3.2倍あるが、「学力試験・面接の結果が一定の基準に達した者の中から、学力試験・面接の結果及び成績証明書を総合して判定」することとしており、一定の基準を超える学生を受け入れるための措置をとっている結果、定員充足率が低い状態が続いている。

当該大学は、助産師国家試験受験資格取得のための大学院生の3年次編入等により定員充足に努めてきたが、助産師のみならず保健師についても大学院で養成する方向を目指しており、編入学制度の見直しが必要であると判断している。

博士後期課程については、大学院生実務経験推奨制度による博士前期課程学生の確保や、長期履修制度による社会人学生への支援等により、定員確保に努めている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は学士課程の3年次編入及び博士後期課程を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 学士課程の3年次編入及び博士後期課程においては、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

当該大学の教育目標・教育目的を効率的・効果的に達成するために、平成20年度以前の入学生に対しては、一般教養教育及び看護の基盤教育としての人間科学科目、看護の専門教育としての基礎看護科学科目、専門看護学科目、広域看護学科目に大別して教育課程（旧カリキュラム）を編成している。

平成19年度の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴い、平成21年度以降の入学生を対象とした教育課程（新カリキュラム）では新たに、人間科学科目と看護学の専門科目との融合を図る科目として、これらの科目とは別に、「看護管理学入門」、「看護の倫理」等の合計12科目からなる統合科目を設置し、当該大学の16の研究室（科目群）すべてが関わる科目としている。

人間科学科目は主として1・2年次に、看護学の専門科目は主として2年次以降に配置している。入学後の早い時期からの看護学の習得を目指して、旧カリキュラムでは1年次から「健康論」、「看護学概論」、「生活援助論」の講義と、看護学実習の第1段階に当たる「初期体験実習」を配置していたが、新カリキュラムではこれに加え、1年次後期後半に看護学実習の第2段階に当たる「基礎看護学実習」を配置している。また4年次には、これまでの学習をまとめる意味で、必修科目「総合人間学」、選択科目「環境倫理学」、「実務情報処理学」、「生体科学特論」、「病態特論」や「運動指導特論」等の人間科学科目を配置している。

実用英語を目的とした英語教育は3年次までを必修とし、4年次には統合科目の看護研究・卒業研究の中で原著講読を取り入れている。

旧カリキュラムの卒業要件は133単位であり、うち、必修科目が122単位、新カリキュラムの卒業要件は130単位であり、うち、必修科目が122単位を占めている。助産師国家試験受験者には旧カリキュラムでは12単位、新カリキュラムでは15単位の助産学の選択科目を課している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

県内の大分大学、大分県立芸術文化短期大学、大分工業高等専門学校との間で単位互換の協定を結び、互換可能な開講科目を設定し、30単位の上限で単位認定を可能にしている。大分大学との間で実施しているテレビ会議システムを用いた遠隔講義は、双方とも受講者が極めて多い。

新入生に対しては、学則第21条に則り、入学前に他大学等で履修した科目30単位を上限として卒業要件単位に認定している。

編入学生に対しては、入学前に履修した科目90単位を上限として卒業要件単位に認定している。

助産師資格取得を希望する学生には、3年次に選抜試験を行い10人程度の履修を可能にし、助産師国家試験受験資格が得られるようにしている。

卒業時の看護実践能力を向上させることは社会的な要請であり、平成21年度からの新カリキュラムの改正に当たり、1期生から行っている4年次の総合実習（最終段階の看護学実習）は、個々の学生がそれまでの学習成果を基に自らの課題を設定した上で、実習を企画し実践する形態をとっている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

毎年度、新入生のオリエンテーションに加えて、全学年を対象に、学生個々の学習目標や社会人入学生等の学習状況に合わせて、適切に履修の選択ができるように履修指導を行っている。2年次末には、全学生を対象に、これまでの学習の達成度の確認及び学力向上を目指すための進級試験を設けている。

助産学履修希望者に対しては、3年次前期に選抜試験があることの周知を図っている。

また、授業時間外の自主的な学習のため、時間外に情報処理教室を平日8時から22時、休日等10時から18時は自由に利用可能とし、附属図書館も平日9時から20時まで学生が自由に利用できる体制を整えている。看護技術の反復練習のために看護実習室を届出制により開放している。

時間割上、可能な限り5時限及び水曜日の午後は講義科目を配置せず、学生の自主的学習時間等に充てられるようにしている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

開講する科目の構成は、授業時間で講義約65%、演習約10%、実習約25%とし、演習では対話討論を

重視した双方向の教育を可能としている。

看護学実習は、第1段階から第5段階までの実習を1年次から4年次の間に段階的に配置している。

看護学実習の指導体制は、第1段階から第4段階までは、学生1グループ4～6人に担当教員1人を配置し、さらに数人の担当教員に対して専任教員がフォローする体制をとり、学習指導の充実を図っている。第5段階実習の総合実習は、1施設1人の学生配置を原則とし、実習目標から具体的な実習内容までを学生に自主的に企画させ、担当教員は実習施設に常駐しない指導方法を取り、学生が積極的に実習指導者と連絡・相談をしながら実習を行い、自律性を育成するよう配慮している。

また、看護技術修得プログラムの演習科目を設け、3年次の12週間の専門領域の実習直前に、看護の基本的知識・技術を身に付けさせるため第1段階の技術チェックを実施し、第2段階の技術チェックとして、第5段階実習終了から卒業までの間の10～11月に専門的知識・技術を身に付けさせている。さらに卒業直前に第3段階の技術チェックを実施し、卒業時まで身に付けるべき技術の指導を行っている。なお、卒業までに習得すべき看護技術を一覧表で示した冊子『看護技術習得確認シート』を作成し、1年次の看護の専門科目の学習を開始する時点で各学生に配付し、卒業までに必要な看護技術の全体像を把握させている。当該冊子の活用は、教員と学生が個々の学生の到達度を共有し、学生が自覚的、段階的に看護技術を習得することを目的にしている。

学部教育の集大成として4年次に卒業研究があり、指導は3年次2月の「看護研究の基礎」に始まり、各研究室に2～7人の人数を配置し、研究室単位で抄読会形式の原著講読や研究指導を行っており、学生は1人1テーマの研究を設定して卒業論文を作成する。

すべての講義室に液晶プロジェクター、電動スクリーンを配置し、コンピューター、ビデオ、DVD、CD、インターネットを簡単な手続で利用でき、視聴覚媒体を通して学習の効果を高めることができるよう器材等を整備している。8つの演習室以外に少人数制で演習が可能な部屋があり、演習室等には白板を設備している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

人間科学講座、基礎看護科学講座、専門看護学講座、広域看護学講座に属する科目群を有機的に連携させて、学習効果を上げるため、シラバスの構成は、授業科目それぞれの詳細を紹介するだけでなく、教育課程の構造・科目間の関連、4年間の学習計画、履修上の手続、授業担当教員の紹介等を含み、学習に必要な情報を集約することを目指している。

シラバスは新年度に学生に配付し、オリエンテーション時の説明に使っている。また、平成19年度以降はシラバスをデータベース化しウェブサイト上で公開しており、学内からのアクセスにより学習上の留意点やアドバイス、キーワード等の詳細な情報を追加し、利用可能にしている。シラバスの利用状況は、学生生活実態調査で把握している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

2年次末には全員を対象に、解剖・生理、病理、薬理、微生物と看護疾病病態論等の学習達成度を確認し、進級を判定するための進級試験を平成18年度入学生より実施している。平成21年度までに3回行い、

基準点に達しなかった学生に対しては、繰り返し個別指導を行っている。

国家試験対策として、教員及び1年次生から4年次生で構成している国家試験対策WGが中心となって、3年次から国家試験の学内模試を実施し、4年次12～1月に約20日間の補講を行っている。

第4段階の専門看護学実習前及び卒業時に技術チェックを行っているが、それに先駆けて知識・技術習得のために、使用届により実習室が使用可能となるよう配慮をしている。また、実習期間中及び看護師・保健師・助産師の国家試験前3か月は、講義室、図書館、メディアセンターを開放している。

英語の学習を促進するためにCALL (Computer-Assisted Language Learning) システムを取り入れ、授業のない時間、土曜、日曜、祝日にCALL教室を開放し、このシステムを活用することによってTOEIC-IPTの試験でも高い効果が得られている。

これらのことから、自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-4 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-5 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-1 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

学則第20条及び履修規程第5条・第8条に成績評価基準を規定し、成績評価の方法を策定している。また個別の成績評価基準はシラバスに掲載している。卒業認定基準は、学則第37条に基づき策定している。成績評価基準、卒業認定基準ともに、シラバス又は学生便覧に掲載して学生全員に配付し、年度当初のオリエンテーションにおいて学生全員に周知を図っている。

成績評価は、履修規程に従って授業科目ごとに筆記・実技試験、レポート・論文、発表、出席によって行われている。授業科目及び臨地実習の成績評価及び単位認定は、各教科の単位認定者が基準に従って実施している。

卒業認定は卒業要件に照らし合わせて教授会で行っている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-2 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績は、学則第20条及び履修規程第5条・第8条に基づき評価している。成績評価に対する学生からの疑義に関しては「成績評価に関する学生からの疑義に対する教務上の取扱い」に定められている。具体的には、成績一覧表配付後、成績評価に対して疑義があった場合、2週間以内であれば当該大学教員及び非常勤講師に口頭による問合せ及びそれができない場合は質問書を教務学生グループで受け付けるシステ

ムとなっている。学生が回答及び成績評価に納得できない場合は「成績評価に関する申立書」に、納得できない理由・根拠を記入して教務学生グループに提出し、教育研究委員会で検討することとなっている。

「成績評価に関する申立書」の受付は口頭で説明を受けた日又は質問書に対する回答を受け取った日から、1週間以内とすることが定められている。ただし、このシステムにより成績について疑義を申し立てた学生は現在までのところ皆無である。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教育課程は、専攻別（看護学専攻、健康科学専攻）に体系的に編成され、それに沿って授業科目の内容が組み立てられている。看護学専攻は、実践の場において指導的な立場で看護の専門性を発揮できる人材（実践者養成コース）、あるいは看護教育の場で体系的な教育・研究の任を果たすことができる人材（研究者養成コース）の育成を意図している。健康科学専攻は、「健康」を多面的かつ科学的な視点から追求し、看護学を支える基盤となる学問を強化・充実するために設置している。すなわち、医療・保健・福祉に携わる看護職以外の人材を集め、看護職と非看護職とが密接な連携を確立することを目指している。なお、健康科学専攻は、健康生理学領域、環境健康科学領域、健康運動科学領域、放射線健康科学領域、健康情報科学領域、メンタルヘルス学領域の6領域を設置している。それぞれの専攻の特色を実現するために、専門科目と共通科目が設定され、人材育成の目的に沿った科目構成となっている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

平成20年度に社会からの要請に応じて、看護学専攻博士前期課程において実践者養成コースと研究者養成コースに分けた教育課程を編成している。実践者養成コースにはナースプラクティショナー（診療看護師、以下「NP」という。）を養成するNP養成コースと助産学コースを置き、平成22年度からは新たに管理者コースを追加して教育課程を再編成している。

社会人が働きながら就学できるよう、夜間に授業や研究指導を行う体制をとっている。

さらに、平成20年度より大学院生実務経験推奨制度を導入している。この制度は、入学手続終了後、医療機関等で看護職として実務経験を積むことにより、自己の適性や能力を再発見し、EBN（Evidence-Based Nursing）のための研究意欲を高めるとともに、より専門性の高い人材を養成することを目的としている。これまでに1人の学生がこの制度を利用している。

看護学専攻研究者養成コースでは、研究者として不可欠な英語力を強化するために、「原書講読演習」、「英語論文作成概論」及び「Intensive English Study」を設けるなど、学生のニーズあるいは社会からの要請等に従った授業科目となるように配慮している。看護学専攻実践者養成コースでは、共通科目に、「看護政策論」、「看護コンサルテーション論」、「看護倫理学特論」及び「看護理論特論」等を設け、学生が幅広く選択できるようにしている。専門科目の演習においては、看護における最新の学術動向を随時取り入れるための最新の文献を用いた指導が行われている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反

映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

毎年度、入学式後のオリエンテーションで各学生の希望する研究テーマ等を聴取しながら、シラバスを用いて履修指導を行っている。

また、大学院生専用の大学院生室を実習・研究棟内に設けているが、日常的には指導教員とともに研究室において研究を行う体制になっており、時間の制限なしに学習や研究ができるよう配慮している。さらに大学院生は全員がカードキーを所持しており、時間外の図書館利用が可能である。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

授業は、講義、演習及び実習からなり、講義は対面型を基本とするが可能な限り討論方式を取り入れ、少人数であることを活かした学生参加型の講義となるように配慮している。例えば、「看護コンサルテーション論」の授業計画では、16回の授業中、後半の11～14回目では、講義だけでなく演習を実施することとしている。演習では学生に課題や文献を提示し、学生の問題解決の過程を教員が指導する方式で進める。また、技術の理解や獲得を主眼とする演習では、学生の技術向上を支援している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスには、学習目的と目標、回数、学習内容並びに方法、評価方法、教科書・参考書を記載している。毎年、必要に応じて修正を加えて、全教員には電子版、学生にはプリントを配付し、オリエンテーションで説明している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

多くの学生は地元の病院等で働いているため、大学院設置基準第14条特例を適用し、夜間授業を18時から21時10分までの時間帯（6時限、7時限）に設定している。研究指導では学生と指導教員との間で時間調整を行い、柔軟な対応をして適切な時間帯を設定し指導を行っている。

このことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

入学時のオリエンテーションで、研究指導についての説明を行っている。研究に先立ち、看護学専攻博士前期課程の実践者養成コースにおいては、「研究のすすめ方」の講義を行っている。

博士前期課程においては、看護学専攻研究者養成コース及び健康科学専攻の学生は12単位の「特別研究」に取り組むが、実践者養成コースの学生には「研究のすすめ方」及び「課題研究」の2単位を課している。「課題研究」のガイドラインは学内ウェブサイトを示している。博士後期課程においては、両専攻とも「特別研究」（8単位）を課している。

研究指導は、異なる領域の指導教員3人（主指導教員1人、副指導教員2人）が行い、1年目の8月に実施される研究計画報告会及び2年目の8月に実施される研究中間報告会を通して、論文の進捗状況が指導教員以外の教員全員に把握できる体制となっている。修士・博士論文指導のガイドラインを作成し、これに従って教員が研究指導を行っている。看護学専攻では、主指導教員及び副指導教員は看護学関連の講座だけでなく人間科学講座の教員も担当することができることとしている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

3人の複数指導教員による研究指導体制であり、3人（主指導教員1人、副指導教員2人）の役割は、修士・博士論文指導のガイドラインで具体的に規定している。学生に対しては、大学院生用のウェブサイトで3人の指導教員体制について説明を行い、その趣旨を徹底している。指導状況及び研究の進捗状況を把握するために、1年目の8月に研究計画報告会、2年目の8月に研究中間報告会を行っている。論文の成果は全教員が参加する研究成果報告会で報告されている。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価基準及び修了認定基準は、学位規程及び大学院履修規程に定めている。学生にはオリエンテーションにおいてシラバスを用いて周知が図られており、これらの規程に沿って成績評価、単位及び修了の認定が行われている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

学位論文審査ガイドラインを作成して学内ウェブサイトを示し、審査の基本的な考え方、審査会の在り方、評価基準を明らかにしている。また、審査のためのクライテリアが作成されており、学生には大学院生用ウェブサイト、指導教員及び審査員には学内ウェブサイト、関係者が同じ基準を共有することを徹底している。審査の手順は大学院生用のウェブサイトで学生に周知が図られており、論文審

査会で指摘された事項は、学位論文審査ガイドラインに従って文書で学生に渡されると同時に、1か月間学内ウェブサイトに掲示し、全教員が指摘事項を閲覧できるようにしている。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

学生は「成績評価に関する学生からの疑義に対する教務上の取扱い」に従って、直接口頭により専任教員へ問い合わせることとし、専任教員は成績評価について学生の納得が得られるよう理由を説明するようになっている。回答に対して、学生から納得できない理由・根拠が文書で提出された場合、研究科教育研究委員会で検討することになっている。ただし、このシステムを利用した学生は現在までのところ皆無である。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 『看護技術習得確認シート』により、卒業までに必要な看護技術の全体像を把握させ、学生が自覚的、段階的に看護技術を習得できるようにしている。
- 大学院生実務経験推奨制度を導入し、医療機関等で看護職として実務経験を積むことにより、より専門性の高い人材の養成を目指している。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

当該大学が養成しようとしている人材は教育目標（卒業生像）として明示し、学生便覧やウェブサイトに掲載している。

試験（筆記・実技）、レポート、出席状況等、シラバスに明示された科目ごとの評価方法により、学習の達成状況を把握している。看護学実習においては、実習目標に対して、教員の客観評価及び学生自身の自己評価により到達度を測っている。

実習代表者会議を平成 21 年度より設け、各実習領域における達成状況や単位認定に関する事項を協議し、教育研究委員会に報告している。

卒業時における看護実践能力については、平成 20 年度より 14 項目の看護技術習得状況を確認するための『看護技術習得確認シート』を作成し、実習段階を通して実践能力を検証・評価し段階的に能力を高められるように配慮している。

教育目標達成状況の評価・検証は教育研究委員会、自己評価委員会、学生生活支援委員会が行っており、その上で教育研究審議会で最終的に審議している。

博士前期課程、博士後期課程においても教育目的を定め、領域ごとに具体的に明示している。目標達成状況は研究科委員会が評価検証を行い、さらに教育研究審議会で審議している。

研究者養成コースでは、研究成果を修士論文完成後、学術雑誌に投稿するように指導し、掲載された論文名と書誌情報は、ウェブサイト上に掲載している。

実践者養成コースのうち、助産学コースでは、就職後の活動状況を卒業生への質問紙調査によって、修了時に養成された実践能力が臨床現場で適応しているかを把握している。NP養成コースではまだ修了生を出していないが、実践能力を育成するために、実習に出る前の筆記試験及び実技試験（OSCE）、修了時には修了試験を実施し、最終の達成度を把握する仕組みとなっている。また、修了後は、医療機関と連携し、実践能力の達成度を把握する仕組みの検討を進めている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該大学は単位制をとっているが、特に看護学実習は前提となる科目の単位を修得していない場合は、履修させないことにしている。留年率は平成 17 年度以降、1～3%台で推移している。留年の原因は学力

不振だけではなく、健康上の理由、進路の迷い等の理由も含まれている。学部入学者（編入学生を除くが退学者を含む）が標準の4年間で卒業する割合をみると、最近3年度分の累計で93.2%となっている。大学院における標準修業年限内修了率は、博士前期課程74.4%、博士後期課程9.1%である。なお、大学院における学位取得率は、博士前期課程79.1%、博士後期課程27.3%である。

学士課程2年次末に実施される進級試験は、平成16年度からの予備的施行を経て平成19年度から正式施行した。一度の再試験を認めており、正式施行後の平成19～21年度においては、全員合格している。

また、看護師・保健師・助産師の国家試験合格率は、平成17年度以降は、各年度ともにほぼ全国平均合格率を上回っている。平成21年度の合格率は、看護師100%（全国平均合格率93.9%）、保健師92.1%（同87.8%）、助産師75.0%（同83.2%）である。

卒業研究の成果は、学内で卒業研究発表会を行い、全教員が発表会に参加し、一定の評価基準に従って可否の判定を行っている。これまでに不合格判定を受けたものはない。

大学院についてみると、平成16～19年度に提出された修士論文・博士論文は21編であり、これらに基づき平成20年までに学術誌に掲載された学術論文（査読付）は17編である。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成17年度から毎年、講義を担当する助教以上の全教員について授業評価のアンケートを実施している。看護学実習、健康科学実験、卒業研究の授業評価及び総合的な教育に対する満足度調査については平成19年度に試行し、平成20年度より正式導入している。平成18～21年度のアンケート結果の概要がまとめられており、全体的にみた5段階評価（4点満点）による満足度は平成18年度では2.78であり、その後毎年上昇しており、平成21年度は3.26となっている。また、授業内容、教材、話し方、態度等の項目も毎年上昇している。教育全体に対する2年次末での満足度の調査結果でも、「満足している」又は「まあ満足している」の割合は6割近くを占めている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

開学当初から就職支援委員会を設置し、就職・進学について支援する体制を整備している。各年、就職・進学率は卒業時までにはほぼ100%に達している。就職先としては、県内外の地域の中核となる医療機関や自治体保健師等、ほぼ全員が保健・医療・福祉の現場へと就職している。各年度1～2人が当該大学大学院をはじめとする看護系大学院に進学しているが、卒業後臨床経験を経たのち進学を選ぶものも少なくない状況（平成22年5月現在当該大学大学院への進学10人）である（大学院生実務経験推奨制度利用者は1人）。

大学院は、看護学専攻博士前期課程研究者養成コースの修了生のほとんどが社会人であるので、所属する職場に復帰している。助産学コース修了生は、県内外の医療機関で助産師として採用され就職している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

大分県立看護科学大学

就職支援委員会が中心となって例年病院等を訪問し、県内に就職した学生の就労状況や当該大学への要望について尋ねている。卒業生に対して現場からは、「目立った問題もなく先輩たちから可愛がられている」、「素直でわからないことをきちんと伝えられる」、「トラブルがあっても、きちんと受け止め対応できている」等の意見が聞かれ、指導効果が上がっている。

また、県外に就職した卒業生に対しては、当該大学への求人の際のほとんどの看護部長からは、「素直でよく頑張っている」との意見が見られる。

大学院修了生は、研究者養成の場合、ピアレビューのある学術雑誌の原著論文として掲載されることをもって成果を評価してきた。実践者養成の場合、助産学コースの修了生は、学部での助産師教育を受けた卒業生と比べて医療機関からの評価も高く、大学院での実践者養成の効果が上がっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 看護師国家試験の合格率が高い。
- 大学院生の修士論文、博士論文の学術誌への掲載の割合が高い。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入生に対してオリエンテーションを実施し、オリエンテーションに対する新入生の満足度は高くなっている。すなわち、教育課程の概要を「理解できた」又は「ほぼ理解できた」とした者の割合は、説明を2回行うようにした平成21年度以降は上昇している。

毎年度、新入生のオリエンテーションに加えて、全学年を対象に、学生個々の学習目標や社会人入学生等の学習状況に合わせて、適切に履修の選択ができるように履修指導を行っている。

当該大学の教育課程は、必修科目が大半を占めるが、人間科学科目の一部が選択科目となっている。助産学を専攻する学生は、助産師国家試験受験資格を得るための助産学科目の選択が必要となっている。卒業研究は4年次の必修科目であるが、学生は所属研究室を選択することになっている。これらの選択・決定に関するガイダンスが実施されている。

大学院生については、入学式当日にオリエンテーションを実施し、シラバスを用いて教育課程の概要と履修すべき科目について説明し、指導教員と相談の上で履修を決定するよう指導している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

学習相談・助言・支援のための活動として、各学年に担任教員を置く担任制、オフィスアワー、各学年12～13人の学生と教員2人からなるコンタクトグループ、国家試験WG所属教員による国家試験対策等を実施している。

学習相談・助言・支援活動の効果を検証し学生のニーズをより客観的に把握する目的で、学生生活実態調査を毎年実施している。なかでも、オフィスアワーの認知率が低く、担任制やコンタクトグループに対する評価も高いとはいえない。しかし、教員との交流に対する満足度は学年とともに高くなる傾向にあり、4年次生では約7割が「満足」あるいは「やや満足」と回答している。

大学院生に関しては、研究科教育研究委員会が中心となって個別に意見や要望等を吸い上げ、適宜対応している。最近の例では、学生の意見を反映する形で、看護学専攻博士前期課程NP養成コースの学生を対象とした模擬試験の導入、大学院生の研究費の使途の見直し等を行っている。また、個々の大学院生に対して、専門分野が異なる3人の教員が指導に当たっており、幅広く指導・助言が行える体制を整えている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が

適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

特別な支援が必要と考えられる学生は、留学生と社会人大学院生である。留学生は学部と大学院に1人ずつ受入実績があり、英文の大学院シラバスを提供するなど各人に対して具体的な学習支援が行われている。

社会人大学院生には、仕事を続けながら修学できるよう、一部の科目を除いて昼夜開講制をとっている。特に研究者養成コース（看護学専攻、健康科学専攻）と管理者コース（看護学専攻）については、夜間のみで学位の取得が可能になるようにしている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習環境として、施設・設備を整備しており、看護実習室も自学自習に供しており、学生は担当研究室への申し出により、いつでも利用可能になっている。平成21年度の看護実習室利用延べ人数は、約470人である。また、4年次生は卒業研究用に配属された研究室も学習環境として利用できるほか、国家試験前には講義室も自主学習に使用可能になっている。

図書館の利用率は高いが、4年次生の場合は研究室で勉強する者が多い。演習室は3年次生、情報処理教室は3～4年次生の利用が相対的に多い。

看護研究交流センターは県立病院に隣接し、学生用のパソコン、プリンタ及びコピー機が設置されている。10室あるカンファレンス室は実習終了後のグループ討議に利用され、また、血糖測定器、点滴セット等により実習期間中に随時看護技術の練習ができるようになっている。

大学院生には、専用の居室（大学院生室）があり、各人に机とパソコンを準備している。また、出入口、図書館等の開閉可能なカードキーを配付しており、いつでも利用可能な環境を整えている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

平成22年3月現在、8つの体育系サークルと7つの文化系サークルが活動している。活動費は、自治会の活動資金の中から、自治会が交付している。サークル室を整備し、グラウンドや体育館、テニスコート等、学内施設の利用もほぼ全面的に認めている。それぞれのサークルには教員が顧問となり、必要に応じて大学とのパイプ役となるが、日々の運営は学生が主体的に行っている。

自治会活動に対しては、自治会室を備え、活動資金は入学時に徴収される自治会費に加えて、後援会が交付金として援助している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

学部生の生活支援に関しては、学生生活実態調査を毎年行い、集計結果を学内ウェブサイト上で公開すると同時に、必要な改善点について教育研究審議会で審議され、対応策がとられている。

学習相談・助言・支援に係る活動のうち、担任とコンタクトグループは、生活支援にも関わっている。大学院生には、主指導教員がメンターとしての役割も果たし、生活や進路の相談・助言も行っている。これらに加え、教員とは独立な立場から学生の健康や生活に係る支援を行うために、保健室（学生相談室）に保健師（非常勤）1人を配置し、学生の相談に応じている。また、近隣の医師に学校医を委嘱し、緊密な連携を保っている。

保健師が受けた相談は、プライバシーに配慮しつつ、内容に応じて教務学生グループリーダー、学生生活支援委員会委員長（大学院生の場合は研究科長）に報告され、フォローや助言を行う体制になっている。必要時には、学生生活支援委員会委員長から学部長、学長にも報告され、問題解決のための組織決定が行われる。

これら相談体制については、入学時オリエンテーションでの説明に加えて、学生便覧でも周知を図っている。保健室に直接来室しにくい学生にも配慮し、携帯電話や電子メールでの利用を促すため、電話番号・メールアドレスも掲載している。

保健室では健康相談が多いが、メンタル面が関係する場合、学生生活に係る問題との区別が明確でないものも多い。就職・進学の実践活動が行われており、就職・進学ガイドブックの作成、3年次生を対象とする就職ガイダンス、県内医療施設就職説明会、就職模擬面接等、学生一人一人の志望・内定状況をチェックし、担当委員及び卒論研究室の教員が助言・指導を行っている。

上述の学習支援・生活支援体制は各種ハラスメントへの対応も兼ねているが、セクシュアル・ハラスメントについては学内規程により、防止対策や問題解決手続等を定めている。この規程は学生便覧にも掲載し、周知を図っている。

また、年度初めのオリエンテーション時には、関係機関の協力の下、交通安全・防犯、消費生活被害防止に関する啓発・教育を実施している。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

生活面で特別な支援を行うことが必要と考えられる学生のうち、平成19～21年度に学部在籍した留学生は、日本語でのコミュニケーションが可能であり、学生生活に支障はなかった。現在在籍中の大学院留学生には、国際看護学研究室の教員を中心に支援を行っている。障害のある学生に関しては受入実績がないが、バリアフリーは整備されている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

日本学生支援機構等の奨学金のほか、ダブルスクール制度（大学院と学部編入を併用して助産師国家

大分県立看護科学大学

試験受験資格を得る)に基づく当該大学独自の奨学金等がある。平成21年度における採択者数は、日本学生支援機構奨学金72人(学部71人、大学院1人)、その他の外部団体奨学金20人(学部20人)、当該大学独自の奨学金5人(大学院5人)である。

生活保護家庭又は生活困窮者に対しては、授業料を減免する制度を用意している。平成21年度は8人の学生が制度を利用している。

4年次に行われる地域看護学実習は、実習施設が県内全域で、4週間と長期なため、学生の負担の軽減と不均衡を是正する目的で、後援会から交通費及び宿泊費の一部を援助している。平成21年度の支給実績は90人分の2,845,000円である。

大学院生には仕事との両立の支援のために長期履修制度を導入している。長期履修が認められた場合の授業料は標準修業年限分である。看護学専攻博士前期課程NP養成コースの平成20年度入学の学生が実際に活用し、現在も就学中である。

奨学金及び授業料減免は入学時オリエンテーションでの説明のほか、学生便覧にも記載している(ダブルスクール制度に係る奨学金については、対象者にのみ通知)。個々の奨学金については募集の折に、学生用掲示版で周知を図っている。「地域看護学実習」に係る交通費及び宿泊費の援助は、実習のオリエンテーションの中で説明している。長期履修制度については、シラバスやウェブサイトで周知を図っている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は 78,864 m²、校舎面積は、管理棟、講義棟、図書館・食堂棟、実習・研究棟、交流棟、体育館等を含めて 16,485 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

講義棟には講義室（8室）及びCALL教室、図書館・食堂棟には図書館、演習室（8室）及び情報処理教室、実習・研究棟には実験実習室（8室）、教員研究室（45室）が整備され有効に活用されている。実習室には、生体シミュレーター等が整備され、学生のスキルアップに役立っている。そのほか交流棟、屋外運動施設が整備されている。大分県立病院に隣接して設置されている看護研究交流センターには、カンファレンスルーム 10 室、講義室、図書室等が整備され、実習中の学生の自学自習の場として有効に活用されている。

設備・施設の利用には、教職員は学内ウェブサイトにより自由に予約を行うことができ、学生は事務局・教務学生グループを通じ予約することができる。

施設・整備のバリアフリー化は開学当初から行っており、各棟の出入口は段差がなく、また、障害者のための駐車スペース、車いす利用者も使用可能な多目的トイレも設置している。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

情報処理教室では、学生が自由にコンピューターを利用し、レポート作成、卒業研究の執筆、データ解析、インターネット利用（電子メール等）ができる。また、貸出用ノートパソコンを設置し、グループワーク等で利用されている。

メディアセンターには、各種パソコン、スキャナ、プリンタ及びビデオ・DVD機器を揃えており、図書館のビデオ教材、DVD教材も視聴でき、学生が各種メディアを使用して自主学習している。

英語教育用のCALL教室にはパソコンを設置し、学生自身で計画を立てて空き時間にCALLシステムを用いて主体的に英語のリスニング、長文読解、文法等を学んでいる。

看護研究交流センターにもパソコンや液晶プロジェクター等が設置されており、学部生の実習記録作成や大学院の講義で使用されている。就職情報コーナーにはパソコンが設置され、インターネットを利用して就職情報を検索することができる。

全講義室には液晶プロジェクター等の機器が設置されており、パワーポイントやDVD等を用いた講義が可能である。また、無線LANも設置されており、学内のイントラネットを介してサーバー上の教材の使用や、インターネットの利用が可能である。また、大分大学との連携による遠隔講義により、当該大学から大分大学の授業の一部をリアルタイムで受講できる。

大学の学生用メールアドレスに配信された電子メールを学生の携帯電話のメールアドレスに転送する仕組みによって、就職情報、休講補講情報等の情報がリアルタイムに学生に直接届けることができる。また、学生による授業アンケートは、学生が携帯電話等からインターネットを介して入力できる。

シラバスや教員の紹介等も学生がインターネットで閲覧できるようになっている。

これらのベースとなる情報ネットワークは5年のリース契約であり、機種更新も計画的に行われている。メンテナンス、セキュリティについても保守契約を締結している。

教職員による情報ネットワーク委員会及びネットワークシステムWG、ユーザサポートWGが教職員及び学生のICT活用を常時サポートしている。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

教職員に対しては学内ウェブサイトで、学内施設の利用に関する方針が明確に示されている。学生に対しては、毎年配付する学生便覧により周知が図られている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

当該大学の附属図書館は、開学以来、教育・研究にふさわしい図書を選定・整備してきたが、図書等の整備方針を明確にした附属図書館図書等整備方針を平成21年11月に定めている。購入図書は、附属図書館図書等整備方針に従い、教職員・学生の選書希望に基づき図書委員会で検討し、系統的に選定・整備している。平成20年度に開講した看護学専攻博士前期課程NP養成コースや、訪問看護認定看護師教育課程の教育に必要な図書も計画的に整備している。

平成22年5月現在、図書58,716冊（うち外国書6,775冊）、学術雑誌290種（うち外国雑誌140種）、視聴覚資料等1,879点を所蔵している。看護・保健・医療・福祉に関わる図書が充実しており、学内者はもとより、学外者にも有効利用されている。当該大学で開催された公開講座等を記録したDVDを整備・保存し貸し出しできるようにしている。図書館の利用状況は年度による違いはあるものの、書籍の貸出は確実に増えている。閲覧座席数は88席、開館時間は平日9時から20時である。

学生生活実態調査結果に基づき、図書の有効利用を図るための教員による定期的な書籍紹介や図書の計画的整備を行っている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大分県立病院に隣接して設置されている看護研究交流センターには、カンファレンスルーム 10 室、講義室、図書室等が整備され、実習中の学生の自学自習の場として有効に活用されている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教務データは、教務学生グループにおいて専用ソフト及び紙媒体により管理している。

開学当初より毎年、学士課程では研究室単位で、大学院課程では科目単位で、1年間の教育活動の状況と課題、次年度の改善点を『年報』にまとめている。

看護学実習については、『年報』での報告に加え、実習担当研究室が実習機関との間で行う実習反省会の報告書を整理・蓄積している。

看護技術修得プログラムについては、結果を学内ウェブサイト上で公開している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学士課程においては、講義・演習・実習のすべてについて、学生への授業（実習）アンケートを実施し、集計結果を教員へフィードバックしている。卒業研究についても同様である。また、4年間の大学生活を振り返っての意見を卒業前に学生からアンケート形式で聴取している。聴取結果は教育研究審議会を經由して教職員個々へフィードバックされている。

授業評価アンケートで評価の高い教員の授業については、録画して公開している。

改善の具体例としては、看護学実習における学生指導の改善のために教員及び臨地指導者の役割について再検討し、文書化した点、実習中の学生が学外から実習関連書類を入手できるようウェブサイトの充実を図った点等がある。

これとは別に開学以来、学生生活実態調査を実施し、学生の教育に対する評価等の自由記述を通して、学生の意見を聴取してきた。これらの意見は学長、学部長、研究科長、事務局長と学生部長以外には非公開として、学生からの意見や異議申立てがあった講義に対しては学長から当該教員に対して授業改善を要請している。

大学院は少数の定員であるため、定期的な調査は行わず、学生の意見は随時電子メールを含めて研究科長が吸収するようにしている。検討すべき問題が生じた場合は、研究科教育研究委員会の議題に挙げ、解決策を探っている。研究指導教員の指導については、修了後、電子メール及び口頭でコメントがあれば受け付け、研究指導の在り方を評価するための資料としている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的

かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

毎年、卒業生の就職先のうち5か所程度の施設を選定し、就職支援委員（教員）の訪問により、看護部長等から、当該大学の教育に対する意見を把握している。これらの意見は、就職支援委員会で検討した後、教育研究審議会へ報告している。訪問の際、当該大学の卒業生が同席できた場合には、卒業生からの意見も把握している。特に、「本学への要望」については、教育研究審議会を通じて全教職員が共有し、教育活動に活かせるように配慮している。

定例の理事会で聴取される学外理事の意見や教育研究審議会の学外メンバーの意見、日本NP協議会で聴取される意見も、教育研究審議会へ報告、審議され、改善策がとられている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

教員は、前年の授業アンケートの集計結果を参考にして、授業内容、教材、教授技術の改善を図っている。改善の成果の有無は、教員評価の際に各教員が自己評価書に記述することになっている。教員評価結果は直ちにフィードバックされ、必要に応じて指導が行われている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っている判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

平成19年度より毎年、年度当初に新任教職員研修を実施している。

平成19年度より、看護系新任教員には個別に支援者を配置するサポーター制度を導入している。これは、年度当初より開始する看護学実習における学生指導や実習施設との対応等を含め、看護系新任教員を日常的に支援する者を配置することによって、スキルアップがスムーズにいくよう配慮したものである。サポーター制度の運用状況の把握は、運営責任者である自己評価委員が年度途中の適切な時期に、新任教員、サポーター役の教員それぞれに対する集団的な意見聴取によって行っている。

実習・研究棟2～3階は研究室単位の居室構造となっており、日常的な教員同士の意見交換が可能であり、実質的なファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動が行われている。また、看護系研究室ではほぼ月1回の研究室ミーティングが行われており、教員間の情報交換や指導助言がスムーズに行われている。

開学年度より全教員が応募できる海外短期派遣制度（年3人）、平成19年度より国内研修派遣制度（年6人）を実施しており、教員の教育、研究、看護実践能力の向上を図っている。研修成果は『年報』で報告するとともに、全教員参加の下、報告会を実施している。平成21年度までに半数を超える教員が両制度を利用して研修を実施しており、両制度の併用や複数回の制度利用等、多様な形態で活用されるようになってきている。

当該大学は、平成21年度より文部科学省「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」採

択の「看護系大学から発信するケアリング・アイランド九州沖縄構想」(代表校：福岡県立大学)に連携校として参画し、プロジェクト合同企画あるいは連携校が行うFD企画に延べ76人の教員が参加している。

開学当初より毎年度末にアニュアルミーティング(学内研究報告会)を行っている。その特徴は、多領域の研究室からの発表があること、新人教員に発表の機会を提供していること、全教員の参加が義務付けられていること、外部への公開をしていること等であり、教育に関する研究テーマも多く含まれている。

これらのことから、FD活動が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

平成19年度より実施している新任教職員研修制度は、事務職員も対象となっており、教員だけでなく事務職員も含めた全スタッフが当該大学の理念を理解し、教育活動に臨めるよう配慮している。

また、公立大学協会が実施するスタッフ・ディベロップメント(SD)研修に参加し、事務職としてのスキルアップに努めている。

「看護系大学から発信するケアリング・アイランド九州沖縄構想」プロジェクトにおけるCSD(Clinical Staff Development)企画に、当該大学の看護実習施設より延べ37人の看護師の参加があり、参加後はいずれも有意義であったとの感想が寄せられている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 新任の看護教員への指導にサポーター制度を導入している。
- 各科目群(研究室)では、教員間の意見交換が日常的に行われており、FD活動が実質的に機能している。
- 海外短期派遣制度や国内研修派遣制度を利用する教員が多く、教員や教育の質の向上に配慮している。
- 平成21年度文部科学省「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」採択の「看護系大学から発信するケアリング・アイランド九州沖縄構想」連携校として参画し、FD企画に参加している。
- アニュアルミーティングを開催して、教育研究活動の活性化に努めている。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 21 年度末現在、当該大学の設置者である公立大学法人の資産は、固定資産 3,238,738 千円、流動資産 201,193 千円であり、資産合計 3,439,932 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 430,029 千円、流動負債 53,624 千円であり、負債合計 483,653 千円である。これらの負債は、地方独立行政法人会計基準固有の会計処理により、そのほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、当該公立大学法人の設立団体である大分県から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。なお、当該大学は、公立大学法人に移行した平成 18 年度から 4 年間の状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、受託研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 18～23 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、地方独立行政法人法に従い策定され、学内役員会、教育研究審議会、経営審議会及び理事会の議を経て、理事長（学長兼務）が決定し、当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 21 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 861,419 千円、経常収益

916,621千円、経常利益55,202千円、当期総利益は61,239千円であり、貸借対照表における利益剰余金160,935千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、限られた財源の中で教育内容及び教育環境のより一層の充実・向上を図るため、毎年予算編成方針を教育研究審議会及び理事会の議を経て策定し、効率的な配分に努めている。

NP関係事業の推進等、大学を特色付ける教育研究活動に対して重点予算を配分し、学長裁量経費として、戦略的・重点的事業に予算配分を行うとともに、学内競争的研究費を設けて競争的研究を推奨している。

また、施設・設備の整備については、法人の設立団体である県と協議の上5か年計画に基づき、計画的に保全・改善を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

地方独立行政法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について大分県知事の承認を受けた後、大分県報に公告し、当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計アドバイザーによる会計チェック及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき業務全体の監査を実施している。

公認会計士との間に会計アドバイザー契約を締結し、会計処理のチェック、決算及び財務分析等の指導を実施している。

内部監査については、学部長をトップとする内部監査機関を設置し、外部資金に係る不正防止計画等に基づき、研究費（大学研究費、国等研究費、その他の団体からの研究費）を適正に取り扱うため、適宜監査を実施している。

また、監事は、会計アドバイザーによる毎月の財務諸表等に対する助言・指導の際に適宜同席する等により、連携してその適法・妥当性を事前にチェックしており、内部監査機関は、監査の効率化・適正化を図るため、監事及び会計アドバイザーとの連携を図っている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

当該大学の管理運営組織は、理事会、経営審議会、教育研究審議会及び学則に規定する 13 の委員会を中心に組織されている。理事会は理事長及び理事、経営審議会は理事長、理事及び理事長が任命する学外者、教育研究審議会は学長、学部長、研究科長、事務局長、各科目群の代表者、各種委員会委員長及び学長が指名する学外者からなる。

当該大学は平成 18 年度に県立大学から公立大学法人へと移行している。この法人化に伴って大学の最高意思決定機関がそれまでの教授会と研究科委員会から理事会へと移行し、理事会の下に経営審議会と教育研究審議会を設置している。学外理事や経営審議会学外委員による法曹界、報道関係、保健医療関係等の専門的な見地からの教育・研究、地域貢献、経営戦略に対する助言は、学長の意思決定の支援、大学の事業・広報等において重要な役割を果たしている。教育研究審議会の下に自己評価委員会、教育研究委員会、学生生活支援委員会、広報委員会、入試委員会、国際交流委員会、公開講座委員会、図書委員会、情報ネットワーク委員会、研究倫理・安全委員会、就職支援委員会、研究科教育研究委員会、看護研究交流センター運営委員会の 13 委員会があり、各委員会では学部と大学院の教育課程、教育方法、学生生活、学生の在籍に関する事項等を検討し、月に 1 回の教育研究審議会で報告、重要議案を審議している。外部委員は学外者の視点から教育・研究における助言をし、学長の下で重要事項が審議されている。

事務組織は、事務局長、統括部長の下に経営企画（平成 22 年 5 月現在常勤職員 3 人、非常勤職員 1 人）、財務（同常勤職員 3 人、非常勤職員 3 人）、教務学生（同常勤職員 3 人、非常勤職員 4 人）、図書館管理（同非常勤職員 3 人）の 4 グループを設置している。

危機管理等については、平成 18 年度に作成した『危機管理マニュアル』により対処している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

- 11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

理事長が学長を兼務していることから意思決定が迅速である。当該大学の意思決定において、重要事項は、年 5 回程度開催する理事会での審議により、経営に関する重要事項は、同様に年 5 回程度開催する経

営審議会の審議を経て決定される。さらに、教育に関する重要事項は、原則、毎月1回開催する教育研究審議会の審議を経て決定される。

理事会、経営審議会及び教育研究審議会はいずれも学長（理事長）が議長を務めていることから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織体制となっており、大学院におけるNP養成教育の開始等、数多くの先駆的な取組が進められている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

月1回程度開催される各種委員会での教職員による意見交換を通してニーズの把握を行っている。

学生生活支援委員会による学生生活実態調査や学年担任・各教員のオフィスアワーを通して、学生のニーズ、意見等を把握している。

学外関係者等については、理事会、経営審議会及び教育研究審議会にそれぞれ学外の有識者等を迎えることにより有効な意見を聴取している。

経営審議会における意見を踏まえて、学生による選書ツアーの実施に向けた検討を進めている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は2人が配置され、地方独立行政法人法に基づき、財務諸表、決算報告書のほか、大学の業務運営及び処理状況等について監査を行っている。

また、適宜、大学への財務会計上の指導を行っているほか、理事会に出席し、監事としての立場から必要な助言を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員は、公立大学協会が実施するセミナーへの参加のほか、外部の研修会等への参加により資質の向上を図っている。

また、大学固有の事務職員（平成22年度現在3人）は、大分県立芸術文化短期大学との間で定期的な人事交流を計画することにより、幅広い見識やスキルを培うようにしている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員を選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する方針として、中期目標の中に「理事長が強いリーダーシップを発揮し、弾力的かつ機

動的な運営ができるよう体制の充実を図る。」「法人の掲げる教育、研究及び社会貢献に関する基本的な目標を達成するため、運営方針を確立し、及びこれを効果的に実行するための運営体制を整える。」及び「教員組織と事務組織との連携を強化し、一体的かつ効果的な組織運営を行う。」を掲げ、これらに基づき、学則をはじめとする学内の諸規程を整備している。また、役員の職務等は定款に規定しており、各種委員会の職務等は委員会規程で定めている。さらに、理事長（学長）の選考については、理事長の選考等に関する規程で定めている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-2② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

教育の理念と特色、中期目標、中期計画、年度計画、自己評価書、定款等の主要な規程、財務諸表等はウェブサイト上に蓄積され、常に閲覧できる。また、学内ウェブサイトにて理事会等の議事録、研究や教育に関する情報を掲示し、必要に応じてアクセスできるシステムを構築している。また、各年度末に公開される『年報』は、1年間の教育活動及び研究活動を中心に、委員会・WGの活動、地域貢献、教職員名簿を含め、大学の活動状況に関するデータや情報が豊富に収録されている。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-1① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

自己点検・評価を実施する体制として、自己評価委員会を教育研究審議会の下に組織している。教育・研究活動に関する資料やデータは継続的に収集され、『年報』の形で学内外に公表されている。また、教育・研究活動以外の経営等も含んだ、中期目標に従った中期計画・年度計画の達成状況は理事会に集約され、点検・評価されている。その結果は、大分県地方独立行政法人評価委員会による外部評価を経て公開されている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-1② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

法人化後、当該大学の業務実績は、毎年大分県地方独立行政法人評価委員会による評価を受け、高い評価を得ている。

また、学内の組織として、役員、経営審議会委員、教育研究審議会委員に学外者を含み、当該大学の自己点検・評価の結果について、指摘・指導を受けている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-1③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

大分県地方独立行政法人評価委員会による評価結果は、報告書及び意見書として公表され、当該大学の

年度計画作成時には、自己点検・評価及び評価結果を反映した検討が行われている。

評価結果への具体的な対応例としては、平成 20 年度の「研究実績をホームページで公表するに当たっては、個々の教員の研究実績が分かるように掲載してもらいたい。」という意見に対して、ウェブサイトで公開している『年報』の情報を、個別の教員ごとの研究実績がわかるように掲載することを検討している。また、平成 19 年度の「ウズベキスタンにおける看護教育支援は、非常に高く評価できる取組であるので、大学のピーアールの機会と捉え、積極的な情報発信をしていくことが望ましい。」という意見に対しては、今年度、活動に参加した学外の協力者を含めて、ウズベキスタンにおける看護教育支援活動を学術雑誌に掲載している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

『年報』として教育研究活動全般について情報を集約し、ウェブサイトに公開するとともに、「研究・教員」のページに研究テーマ及びその成果に関する情報提供を行っている。また、学園祭でのパネル展示による広報や、毎年更新されるシーズ集（「産官学共同のための研究者情報」）により情報を発信している。

なお、ウェブサイトはすべて教員によって作成されている。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学長のリーダーシップの下で、数多くの先駆的な取組が進められている。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 大分県立看護科学大学

(2) 所在地 大分県大分市

(3) 学部等の構成

学部：看護学部

研究科：看護学研究科

関連施設：看護研究交流センター

(4) 学生数及び教員数（平成22年5月1日現在）

学生数：学部 338 人，大学院 46 人

専任教員数：42 人

助手数：16 人

2 特徴

平成 10 年 4 月に県立大学として開学し、平成 18 年度に公立大学法人へ移行した。多くの公立大学が、統合・法人化の過程を経る中で、本学は、看護学の独自性・自律性・発展性を堅持してきたために、看護学の単科大学として法人化する道を選択した。このことにより、小規模大学ではあるが、看護系大学としての特徴を發揮した取り組みを実施することができ、地域に根ざした、看護学の拠点施設としての役割を果たしている。

「建学の精神」として開学以来掲げてきた、①看護学の考究、②心豊かな人材の育成、③地域社会への貢献についての本学の特徴的な取り組みを以下にあげる。

1) 教育面の特徴

(1) ヒト、人、人間を理解し、総合的な判断力をもった自律した看護職の育成

7 科目群（研究室）からなる「人間科学講座」を中心に、看護の対象であるヒト、人、人間を生物学的視点から心理社会的視点まで幅広く徹底的に理解させるとともに、人間科学講座と看護学講座との有機的な連携を図るための科目（「総合人間学」「総合看護学」「卒業研究」など）を設け、看護職者として、根拠に基づく自律的な判断力を發揮できる人材を育成するための教育を徹底して行っている。

(2) 国際的視野の育成

「国際看護学」研究室を設置し、韓国から招聘した専任教授が学部及び大学院の教育にあたり、国際看護学の講義、演習はすべて英語で実施している。韓国ソウル大学看護学部との学生交流を毎年継続して実施している。英語教育に CALL システム、多読システムを導入し、使える英語力（読む、書く、聴く）を身につけるための学

生支援を行い、TOEIC スコアにも成果が現れている。本学が中心となり JICA と協力して実施してきた「ウズベキスタン看護教育改善」プロジェクトは、教員ばかりではなく、学生の国際的視野の育成に大きく寄与した。

(3) 看護現場のニーズに答える大学院教育

修士課程（博士課程前期）看護学専攻の実践者養成コースに、ナースプラクティショナー（NP）・助産学・管理者の 3 つのコースを設置し、高い実践能力を身につけた看護職の養成を行っている。特に、日本で最初に行った NP 教育とそれと併行した構造改革特区提案など NP の制度化に向けた本学の取り組みは、看護師の裁量範囲を拡大した「特定看護師（仮称）」の制度化の動向に大きな弾みを与えた。また、健康科学専攻では、看護職以外の保健医療関係職を対象に、看護との連携を図りながらそれぞれの専門性を高める教育研究を行っている。大学院課程は昼夜開講制、長期履修制度などを導入し、社会人大学院生の履修を支援している。

(4) 安全・安心な大学生活を支援

異学年学生と教員からなるコンタクトグループの活動、演習・実習を通しての少人数指導体制など小規模校の特徴を生かした一人ひとりの顔の見える学生支援の方策は、コミュニケーション能力の強化や、学生の心身の問題、あるいは学業上の問題の早期発見に役立っている。

主たる実習施設である大分県立病院に隣接して設置している看護実習センター（看護研究交流センター）の存在は、実習期間中の自己学習の場として役立っている。

2) 研究面の特徴

研究面の活性化を図るために研究費の集約化を図り、競争的配分を行い、個々の教員の財政上の支援を行っている。また、科研費をはじめとした外部研究資金の獲得のための指導を行い、研究面のさらなる活性化を図るよう努めている。「NP プロジェクト」「健康増進プロジェクト」など大学全体で取り組む研究を推進し、その成果を社会へ還元している。産官学連携研究として、本学の研究成果を活用した健康飲料、ケア用品等の開発を行っている。

3) 地域社会への貢献の特徴—大分県の看護学の拠点—

地域の看護職者の看護研究のサポート、開学当初から継続している看護国際フォーラムを通して、現任看護職者の質の向上に協力することにより、地域社会に対して大学の活動成果を還元している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 大学の使命

公立大学法人の看護系大学である本学の使命は、社会のニーズ、特に地域のニーズにあった看護職者を育成することと、看護学の研究を通して看護学の発展に寄与することである。

このため本学では、平成 10 年の開学時に「看護学の考究」「心豊かな人材の育成」「地域社会への貢献」の 3 つを建学の精神として掲げ、大学の構成員（学生、教職員）に周知徹底することはもとより、この精神のもとで大学運営を図っていくことを地域社会に対して明示してきた。この精神のもとに教育・研究・社会貢献の具体的な理念と目標を定めてきた。法人化後は、さらに具体的な中期目標・中期計画を策定し、その計画に基づいた年度単位の計画・活動・評価の実施により、本学の使命を達成すべく活動している。

2 大学の教育理念・教育目標

教育理念として、「社会で生活する人々に対する理解を深め、看護に関する専門知識・技術の修得とともに、豊かな人間性と幅広い視野や、科学的根拠に基づく問題解決能力など看護実践に関する総合的能力を養うことにより、地域社会における健康と福祉の向上に貢献し、看護の社会的使命を十分担うことのできる人材を育成する。そして、看護学の進展に寄与できる人材を育成する。」ことを掲げている。

この教育理念を達成するための教育目標として以下の 6 項目をあげ、大学が育成しようとしている人材（学生像）を明示している。

- (1) 生命に対する深い畏敬の念はもとより、人に対する深い理解と倫理観を基盤に人の喜びや苦しみを分かちあえる豊かな人間性を養う。
- (2) 人々を取り巻く生活環境や社会環境を総合的な視野から思考できる能力と、社会情勢の変化や科学の発達に対応できる自主的・創造的学習能力を養う。
- (3) 高度の専門知識・技術を修得するとともに、一人ひとりの看護ニーズに適切に対応できるように科学的根拠に基づく問題解決能力を養う。
- (4) 看護の果たすべき役割を理解し、看護をより有効に機能させるため、保健・医療・福祉等人間の健康を支援する社会システムとの連携・調整能力を養う。
- (5) 国際的な視野をもって、幅広く活動できる能力を養う。
- (6) 看護職者として、看護学の進展に寄与できる教育・研究の基礎的能力を養う。

3 学士課程の目的

大分県立看護科学大学学則第 1 条に、本学の学士課程の目的として「教育基本法及び学校教育法の趣旨に基づき、看護に関する専門知識・技術の教授研究を通して、生命の尊厳と倫理観を基盤とした人間性と科学的視野に富む、看護の社会的使命を担うことのできる人材を育成し、もって地域社会における健康と福祉の向上及び看護学の進展に寄与することを目的とする」ことを定めている。

4 大学院博士課程（修士課程、博士課程）の目的

大分県立看護科学大学大学院学則第 1 条に、「教育基本法及び学校教育法の趣旨に基づき、看護学の理論及び応用の教授研究を通して、より高い専門性を有し、看護の実践、教育及び研究において指導的役割を果たすことのできる人材を育成する」ことを定めている。

5 大学の人材育成機能の強化

上記の教育目標を達成するために、学生の受け入れから、卒業、卒業後のフォローも含めた教育の充実・質向上、大学の施設・設備・人材・財政面の教育環境を改善・整備・充実を図っていく。

- (1) 学生の受け入れ：社会のニーズにあった看護職を大学で育成するために、看護、看護学に対して関心のある優秀な学生、大学院生を受け入れること
- (2) 教員の教育研究能力の向上：教員は自己点検・評価を徹底し、常に自らの教育研究能力の向上に努めること、大学としては、教員が最新の情報を入手し、自己の教育・研究能力の向上を図るための機会を設け、学外の関係者との交流が可能なように、時間的、財政的なサポートを行うシステムを構築すること
- (3) 時代のニーズにあった施設・設備面での教育環境の整備：IT機器、図書をはじめ教育関連施設の整備・更新に努めること
- (4) 就職活動のサポートと卒業生の受け入れ環境を整えること：
看護職者として育成した人材を適材適所に配置ができるようにサポートすること
卒後の継続教育を通して、卒業生のサポートをすること
大学院教育を受けた学生が、受けた教育に見合った活動ができる社会環境を整備すること

6 看護学の考究を目指して

看護学を進化させ、それを伝承していくことが看護系大学としての使命である。

実践の科学である看護学においては、実践に役立つ看護学研究を実施し、その成果を EBN (Evidence-Based Nursing) の促進・充実のために、社会に還元していくことが重要である。

本学の特徴を活かした看護学研究を推進していくためには次の視点に留意した研究活動が重要である。

- (1) 人間科学講座と看護の専門講座との連携を図った看護研究の推進
- (2) 地域の保健・医療機関等との共同研究の推進
- (3) 国際機関、外国の大学との共同研究の推進
- (4) 産官学との共同研究の推進

7. 地域社会への貢献 —とくに大分県における看護の拠点施設をめざして—

いまや、地域社会への貢献は、すべての大学の目標の一つになっている。

本学は、看護学の単科大学であることの特徴を活かした地域貢献を目指す必要がある。そこで、地域の看護職者への直接的及び間接的支援を通して、地域の看護職者の資質向上を図り、地域の保健・医療のレベルアップを目指すことにより、地域住民の活性化に貢献することを目指している。

このために大学は、看護研究交流センターを拠点施設として、地域の看護職者のニーズを十分把握した上で、さまざまなサービスの企画・運営を図ることになっている。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学では開学にあたって「建学の精神」を定め、それに基づいて学則及び大学院学則に目的を定めている。これらの目的は、学校教育法第 83 条及び第 99 条に規定された大学・大学院一般に求められる目的に適合するものである。また、これらの目的に沿って本学が育成しようとする人材を明示している。

これらの目的・目標は、入学時のオリエンテーションならびに採用・任用時の研修を通して学生・教職員に周知徹底され、毎年配布する学生便覧とシラバスを通じて喚起が促されている。学外に対しては、ウェブサイトを活用するとともに、大学案内や University Bulletin の配布、進学説明会や大学行事等の場を活用して、公表が行われている。さらに、地域社会に大学の目的や特色を伝える機会を、大学自ら開拓するよう努めている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学の学士課程では、その教育研究の目的を達成するために、4つの大講座、16科目群を設けており、科目群間の連携の下で教養教育をはじめとした看護基礎教育の効率的かつ効果的な教育活動を実施している。

大学院修士課程（博士課程前期）・看護学専攻では実践の場の指導者の育成を目指した、実践者養成コース（NPコース、助産学コース、管理者コース）、教育研究従事者の育成を目指した研究者コースを置いている。特に本学のNPコースは全国のNP・特定看護師養成のきっかけとなり、看護師の業務拡大に向けて動きを作ることになった。

また、看護学を発展させていくために必要な関連領域の人材を育成するために「健康科学専攻」を設置し、それぞれに適した基礎・専門領域における教育を実施している。

博士課程（博士課程後期）では看護学の基盤領域・専門領域の教育研究者と健康問題に関わる教育研究者の育成を目指して「看護学専攻」と「健康科学専攻」を設置し、それぞれに適した基礎・専門領域における教育研究を実施している。

大学の学部及び研究科の教育・研究活動の審議は教育研究審議会、重要事項の決定は理事会を最高意思決定機関と位置づけ、教育研究活動に係る重要事項を具体的に審議するために各種委員会を設置し、実質的に活動している。併せて、教職員全体会議、看護系全体会議、実習代表者会議を定期的に開催し、教員間、教職員間の教育研究活動に対する連携を図っている。

学部の教育課程や教育方法などを検討する委員会として「教育研究委員会」を設置しており、また研究科の教育課程や教育方法を検討する委員会として「研究科教育研究委員会」を設置しており、その人的構成は適切である。

以上のように、学士課程、大学院課程のいずれもその目的を達成するうえで適切な構成となっている。また、教育研究活動を展開する上に必要な運営体制は適切に整備されており、理事会を最高意思決定機関として教育研究審議会をはじめ各委員会は適切に機能している。

基準 3 教員及び教育支援者

本学の設置目的を踏まえて、本学の学則、講座編成規程を明示し、4講座16科目群からなる教員組織を編成している。各科目群には教授、准教授、講師、助教及び助手を配置し、合計58名の教員を配置している。大学設置基準に則ると、本学では19名の専任教員の確保が必要とされるが、現在、42名の専任教員を配置し、大学設置基準に定められている学士課程に必要とされる教員数の3倍近い教員数を確保している。

大学院（看護学研究科看護学専攻及び健康科学専攻）の修士課程（博士課程前期）に関しては、研究指導教

員 20～36 名を確保している。博士課程（博士課程後期）に関しても、研究指導教員 16～19 名を確保し、修士課程及び博士課程ともに、必要な研究指導体制を構成している。

教員の採用については、本学学則に基づき設置された教育研究審議会において、本学教員選考規程や本学教員選考基準により、教員の人事に関する事項を審議し、選考を行っている。教員採用については公募制を採用している。また、開学当初から、大学の設置目的、教育理念に基づき、外国人教員 2 名を専任教員として確保し、教員組織の活動をより活性化するために適切な措置をとっている。なお、大学の教員の教育内容と研究活動は相関している。

本学では、教育支援者の適切な処置として専任の事務職員 10 名（主に教育支援を行う職員 3 名）を配置している。また、委員会活動等を通して、教員と事務職員が一体となって教育活動にあたっている。さらに、教育補助者として、地域住民の協力を得て適切に教育課程を遂行している。

基準 4 学生の受入

本学は入学志望者に対し、教育理念・教育目標・教育活動の実態を周知した上で、受験を選択させることが重要と考えている。この認識に基づき、大学案内・ウェブサイト・配布資料によりアドミッションポリシーの周知を図っている。

学士課程一般選抜試験では前期・後期試験ともに、センター試験を利用した学力試験、本学個別試験における「一般教養及び論理的思考力を総合的に評価」する総合問題、面接試験を課している。特別選抜（推薦）では、調査書・推薦書等の書類のみでなく、「一般教養及び論理的思考力と語学力（英語）を評価」する総合問題と面接試験を実施している。特別選抜（社会人）及び編入学（一般）に関しても、適切な選抜方法を検討し、実施している。大学院修士課程（博士課程前期）では総合問題と面接を課し、学力試験・面接の結果が一定の基準に達した者の中から、学力試験・面接の結果及び成績証明書等を総合して選抜している。博士課程（博士課程後期）では、総合問題（課題文は英語）と面接による選抜方式を採用している。

以上、学士課程及び大学院において、アドミッションポリシーに適合した学生を選抜している。

入試に関する事項は情報管理が重要であるため、実務を分掌する入試委員会の構成員、会議日程、議事等はすべて非公開としている。採点・合否判定・合格者発表においては受験生をコード化して扱い、公正と秘密保持を徹底している。

アドミッションポリシーに沿った学生受入が行われていることは、退学率の推移、国家試験の合格率、卒業後の進路（就職率）、大学院修了者の提出論文公表状況などの客観的な指標を用い、多角的に検証している。入学時成績と入学後の成績の関連についても分析を行っている。高校における科目履修状況等の情報に基づき、学士課程入試の配点や選択科目に若干の変更を加えたこと以外は、選抜方式の大きな改善は必要ないものと判断し、行っていない。

本学では教育水準の維持のため、学士課程の実入学者数の超過が定員の 5% 以内に収まるよう、過去のデータを分析して一般選抜の合格者数を決定しており、適正な学生数を維持している。3 年次編入学者は、優秀な学生を受け入れるための措置をとっている結果、実入学者数が入学定員の 40～60% で推移しているため、今後は、定員の見直しを検討する必要がある。大学院においても適正な学生数を維持している。

基準 5 教育内容及び方法

本学学士課程では、開学以来、基礎教育（人間科学科目）と専門科目（看護学科目）を有機的に関連させながら学習が進められており、4 年次に統合科目を配置して、それまでの学習成果の統合を図っている。講義・演習・実験・実習をバランスよく組み合わせた授業形態と、さまざまな学習形態の活用により、教育目標の実現が可能となっている。なお、学士課程における看護学及び看護師養成教育の充実について検討した結果、学

大分県立看護科学大学

部教育では看護師教育を、大学院で保健師及び助産師教育を行うことを決定し、平成 23 年度から開始することとし、必要な手続きを完了した。

成績評価、単位認定、卒業認定は規定に基づいて適切に行っており、成績評価の正確性を担保するための組織的な検証システムも整えている。

大学院課程では平成 14 年の開設以来、社会の要請や学生のニーズに応えながら、コース編成や教育課程を柔軟に変化・発展させてきており、昼夜開講制、長期履修制度などの諸制度の整備により、本学大学院設置の趣旨である「実践の場において指導的な立場で指導的な立場で看護の専門性を発揮できる人材の養成」、「看護教育の場で体系的な教育・研究の任を果たすことができる人材の養成」を行っている。とくに、平成 20 年度から開始した NP コースは、保健・医療を取り巻く環境が急速に変化する中で、高度かつ専門的な知識・技術を修得した看護職を養成するもので、すでに 14 名が本コースで学んでいる。また、平成 21 年度からは健康科学専攻において「看護の基礎科学の教育、研究に携わることのできる人材（看護職及び非看護職）育成」及び「医療・保健・福祉の領域で看護・看護学を十分に理解し、チーム医療を支える非看護職の人材育成」を開始しており、修士課程 2 名、博士課程 1 名の学生が在籍している。

大学院の成績評価、単位認定、修了認定はそれぞれの基準に基づいて行っている。学位論文については公立大学法人大分県立看護科学大学学位規程に基づいて審査委員会を設置・審議し、審査結果は研究科委員会の議を経て、学長が認定を行っている。

基準 6 教育の成果

本学は、学部及び大学院における教育目標及び身につけるべき学力、資質・能力を定め、ウェブサイト等で学内外に示している。教育の課程において、その達成状況をチェックする取り組みを行っている。特に、学部教育においては進級試験、看護技術習得確認の組織的取り組みを実践している。

学部卒業生における平成 17 年度以降の国家試験合格率は、看護師において全国平均を常に上回り、保健師・助産師についてもほぼ全国平均を上回る水準で推移している。また、学生を対象とした授業アンケートにおける満足度で一定の水準に達していることから見ても、教育の成果が上がっていると考えられる。

学部卒業生はほぼすべてが看護職（看護師・助産師・保健師）として医療機関等に就職しており、就職希望者の卒業時点での就職決定率もほぼ 100% である。卒業後に、就職先である県内医療施設の関係者を対象に卒業生の状況について聞き取り調査を行っているが、知識・技術及び態度において一定の評価を受けており、教育の成果を上げていると考える。

大学院教育においては、少数の定員での教育体制を活かして、口頭やメールでの意見交換により教育効果を検証している。また、社会人学生の職場復帰後の評価、実践者養成の助産学コースの修了生の就職先の高い評価からも、大学院教育の効果が上がっていると判断する。

基準 7 学生支援等

本学は「一人ひとりの顔がみえる」大学運営を図ることを目指し、小規模大学の特徴を生かした学生支援の方策を常に模索している。

授業科目の内容及び履修手続きについてはシラバスに詳しく記載した上で、全学生を対象に毎年オリエンテーションを実施している。オリエンテーションに対する学生の満足度は高く、また履修登録も混乱なく行われている。

学習相談、助言、支援に関しては、学年担任、オフィスアワー、コンタクトグループ等、複数のチャンネルを設けている。これらを通じた教員との関わりについては肯定的にとらえている学生が多い。大学院生については個別に意見や要望等を吸い上げ、木目細かい指導・助言を行っている。

特別な支援が必要とされる学生の支援として、留学生のフォローには国際経験が豊富な外国人教授を中心とした支援体制を組んでいる。また、勉強意欲のある看護職（社会人）が在職のまま修学できるよう、大学院に昼夜開講制を導入している。

自主的学習環境については、用途にも配慮して場所を豊富に用意している。パソコンやプリンタは学生が自由に使える環境にあり、とくに情報処理教室は休日も開放して学生の便宜を図っている。大学院生に対しては、一人ひとりに机とパソコンを用意し、時間を問わず勉強・研究に打ち込める環境を整えている。

学生のサークル活動、自治会活動のいずれについても、施設、教員の関与、後援会からの資金援助等、必要と考えられる支援体制は整っている。

学生の生活支援に関しては、教員を介した支援活動の他に、保健室でも相談に応じている。プライバシーに配慮しつつ関係者の間で相談内容を共有し、必要なフォローや助言を行っている。学生の進学・就職支援については、説明会等に加えて模擬面接や個別指導等、様々な支援活動を展開している。ハラスメント対策としては、特にセクシュアル・ハラスメントについて学内規程を整備し、相談・支援体制を明確化している。

経済的支援としては、日本学生支援機構奨学金やその他の奨学金について学生への情報提供に努めているほか、授業料減免制度を設けている。また、ダブルスクール奨学金、地域看護学実習への補助、長期履修制度等、本学独自の制度を設けて積極的な支援を行っている。

このように、学生の個別性を考慮して様々な支援方策を展開しており、「一人ひとりの顔がみえる」大学運営という目的が達成されていると考える。

基準 8 施設・設備

本学の校地面積、校舎面積は大学設置基準を大幅に上回っており、教育研究組織の運営や教育課程に対応した十分な施設・設備を有している。特に、実習室に整備されている、生体シミュレーター等は実践の科学である看護学を学ぶ学生のスキルアップに有効活用されている。また、実習施設に隣接する実習センターは、学生の看護技術、知識の効率的な習得に役立っている。施設・設備の利用についても、教職員は学内ウェブ、学生は事務局・教務学生グループを通じて自由に予約することができ、有効に活用されている。利用については、学内ウェブ、学生便覧により教職員・学生に周知している。

また、施設・設備のバリアフリー化についても十分な配慮がなされている。

情報ネットワーク化についても、情報処理教室に加え、メディアセンター、CALL 教室等に各種パソコン、関連機器を整備しており、教職員・学生はリアルタイムに情報を発受信できるようになっている。

また、図書館については、毎年整備を続け、教育研究に必要な書籍、各種メディアを用意している。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

本学では開学当初より年報を作成し、ウェブ上で公開している。年報作成は、研究室単位あるいは科目単位で教育活動の実態と大学内での教育的位置づけを確認する貴重な機会である。

平成 17 年度に開始した学士課程における授業（実習）アンケートは、各教員がその結果を教育活動の改善に活用していることが年報で報告されている。現在の授業アンケートシステムは、アンケート実施にかかる事務量が多く担当者の負担が大きいこと、学生の負担も少なくないことなどいくつかの課題を有しているため、現在、改善策を検討中である。学生生活への支援は、毎年行っている学生生活実態調査結果に基づいて行っている。本調査実施についても、授業アンケートと同様、実施方法の改善を検討中である。

学外関係者の意見は、理事会、経営審議会、教育研究審議会などにおいて、他大学教員、医療関係者、経営者など広範囲の方々から定期的に聴取し、教育の質の向上、改善に向けて活かしている。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）としては、新任教職員研修、看護系新任教員サポーター制度、海

大分県立看護科学大学

外短期派遣制度、国内派遣研修、学内研究報告会などを実施している。さらに平成 21 年度より開始したケアリング・アイランド九州沖縄構想プロジェクトの FD・CSD 企画も本学及び他大学主催のものが数多く存在し、各教員がそれぞれの状況にあわせて活用している。

基準 10 財務

本学の資産は、法人化の移行時に大分県から承継した資産を中心に構成され、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。また、公立大学法人会計特有の会計処理により計上されるものを除くと実質的な負債は無く、債務も過大でない。

主な経常的収入は、大分県からの運営費交付金、学生納付金等の自己資金及び外部資金から構成されているが、授業料収入等の学生納付金を安定的に確保するために、オープンキャンパスや大学見学の開催等の各種入試広報によって志願者及び入学者の確保に努め、安定的に確保ができています。また、全教員を対象として、各省の科学研究費補助金への申請等をはじめとして、共同研究・受託研究費及び寄附金等の外部資金の獲得に努めている。NP 教育の構築については、文部科学省平成 19 年度大学教育国際化推進プログラムに「21 世紀型のナースプラクティショナー教育 ―韓国・米国に学ぶ国際的水準の実践型教育の構築を目指して―」が採択された。

収支にかかる計画については、中期計画及び年度計画に定めており、役員会から教育研究審議会等を通じて各研究室での報告やウェブサイトへの掲載により、関係者に周知にしている。

収支の状況においては、短期の借入をおこなうことなく、21 年度は当期総利益 61 百万円を計上していることから、適切な経費執行が行われ、支出超過となっていない。

役員会、教育研究審議会、理事会の審議を経て理事会で決定される予算は、大学の特色となる教育・研究等に対し、年度ごとに新規・重点枠予算を確保するとともに、学長裁量経費及び中央研究費により、大学の目的を達成するため、教育研究活動に対し、適切に資源配分を行っている。

財務諸表等は法令に基づき、ウェブサイトへの掲載により、適切な形で公表している。また、財務に対する会計監査として、会計監査人による監査及び監事による監査を実施し、平成 21 年度はいずれの監査においても、適正である旨の監査報告書が提出されており、会計監査等は適正に行われている。

基準 11 管理運営

本学の管理運営組織は、理事会、経営審議会、教育研究審議会及び各種委員会を設置しているが、特に各種委員会には、教員に加えて事務職員も参加することで円滑に機能している。事務組織は、経営企画、財務、教務学生、図書館の 4 グループが置かれている。理事会、経営審議会及び教育研究審議会は、いずれも学長（理事長）が議長を務めているなど、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっている。さらに、理事会、経営審議会、教育研究審議会において、学外委員等からそれぞれの専門的見地からの助言を頂くことで、学長が大学の重要事項について意思決定するうえで効果的な機能を果たしている。また監事を置き、監事は、地方独立行政法人法第 13 条第 4 項の規定に基づく監査を行うほか、財務会計上の指導、経営審議会での助言等、適切な役割を果たしている。また、さまざまな手段で教職員、学生及び学外関係者等のニーズを把握し、管理運営に反映している。

管理運営に関する方針は中期目標で定めており、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されている。これら規程及び大学の活動状況に関して収集蓄積された情報が、学内・学外のウェブサイト上で公開・管理されている。

継続的に収集する資料やデータに基づいて自己点検・評価が実施されており、年報として公開している。法人評価委員会による外部者の評価、役職員等に含まれる学外者により、自己点検・評価の結果について外部者

による検証が実施されている。自己点検・評価及び外部者による評価をふまえて、年度計画を更新することにより、評価結果のフィードバックによる改善の取り組みがなされている。これら自己点検・評価や研究成果に関して、大学のウェブサイトを通じて発信している。